大阪府条例第　　　号

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の廃止）

２　職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成二十六年大阪府条例第二号）は、廃止する。